

上三川町立小学校及び中学校の
将来を展望したあり方について
【 答 申 】

令和4年 2月 7日
上三川町立学校のあり方検討委員会

目 次

はじめに	1
I 町立小中学校の現状と課題	2
1 上三川町学校教育が目指すもの	2
2 学校教育活動	2
3 児童生徒数、教育環境	3
4 通学区域・通学距離	5
5 学校施設	6
II 小中学校の規模と課題	7
1 上三川町小中学校の学校規模	7
2 小規模校の利点と課題	8
3 大規模校の利点と課題	9
4 保護者・地域との関わり	10
III 小規模校の課題軽減に向けて検討すべき方策	11
1 小規模特認校制度	11
2 義務教育学校	12
3 通学区域の弾力的運用	13
4 学校間ネットワーク等の活用	13
IV 上三川町立小中学校の将来を展望したあり方	15
1 基本的な考え方	15
2 保護者・地域との連携	17
3 集団の規模の面から教育環境を整えることの重要性	17
おわりに	19

はじめに

子供たちを取り巻く社会環境は、高度情報化、国際化、少子高齢化とめまぐるしく状況が変化し、子供たちの教育環境に大きく影響を与えている。特に少子化は、児童生徒の減少に拍車をかけており、他の市町と同様に本町においても今後、学校の小規模校化が進むものと予測される。

このような中、令和3年4月に、町議会代表、保護者代表、小中学校長代表、地域社会関係者、学校関係者の12名から構成される上三川町立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、上三川町教育委員会の「上三川町立小学校及び中学校の将来を展望したあり方について」の諮問を受けた。諮問では、小規模校化に対する学校教育への影響と対応策、学校の適正な規模等に対する基本的な考え方など、今後の上三川町における小中学校教育の進む方向性やあり方について検討することとされた。諮問を受けて以来、検討委員会で全町的な視野に立って議論を進めてきた。

我々大人の願いは、いつの時代でも、子供たちがよく学びよく遊び、心身ともに健やかに育つことである。そのためには、いきいきと活気あふれる活動が展開できる学校であってほしい。同時に、学校は、そこに通う子供たちと、その子供たちを介して様々な人々が交流する、いわば地域の拠点でもあり、それぞれの学校に育まれてきた特色や伝統、歴史が存在する。今回、検討に先立ち、検討委員会では、何よりも未来の子供たちの学びの場がより良い方向となることを第一義にと考える点を確認した。また、協議に際しては、どのように検討を進めていくのかを明確にするため、次の3点を視点とした。

視点1「教育的な観点」

直接的に影響を受ける子供たちの立場になり、適正規模及び適正配置を検討することが重要であることから、子供たちによりよい教育環境が提供されるような視点から議論を進めること。

視点2「地域コミュニティの核としての性格への配慮」

小中学校は子供の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を持つことから、その視点を踏まえた議論が必要であること。

視点3「検討の際に考慮すべき観点」

学校規模、学級定員、学級数に加え、1学級あたりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推移などの観点も併せて総合的な検討を行うこと。

検討委員会では、これらの視点を基本に、様々な角度から検討をしてきた。ここに、その結果を「上三川町立小学校及び中学校の将来を展望したあり方について（答申）」として取りまとめ、報告する。

I 町立小中学校の現状と課題

1 上三川町学校教育が目指すもの

上三川町では、『学び合い、育ち合い、つながり合う』教育の町づくりを上三川町教育大綱の基本理念とし、児童生徒一人一人の成長や歩みに応じた多様な学びを円滑につなぎ、その学びが地域とつながり、学びの成果が生きる社会の構築を目指すことが、これからの町づくりに重要であるととらえている。

学校教育の場では、平成29（2017）年に公示された学習指導要領に沿って、これからの社会を生き抜くために必要な、知・徳・体^{注1}のバランスのとれた「生きる力」を育む、創意ある教育活動や、子供たちが学びの主体となる授業づくりなどを推進している。

その中では、変化の激しい社会に対応できる能力を育むため、県や町で作成される多様な資料の活用を図った授業の展開であったり、エンジョイ・イングリッシュ・デイをはじめとする小学校から中学校への一貫性のある英語教育を行ったりすることで、グローバル社会で活躍できる有為な人材育成に努めている。さらに、GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想が導入され、一人一台のタブレット環境が実現できたことにより、I C T（Information and Communication Technology）を活用した授業のあり方や、表現力を高めるタブレット型端末の活用方法を通して、情報化社会の進展に向けた情報活用能力の育成に取り組んでいる。

また、子供たちが、これからの社会で必要となる人間力・社会力を育むには、学校という環境の中にとどまらず、地域と学校教育とが広く深くつながっていることが重要となる。そこで、上三川町では平成30（2018）年に町内全ての学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの推進を通して、子供の地域総ぐるみの教育につなげている。地域の人々と教職員との協働による学校づくりは、学校教育・家庭教育・社会教育の融合につながり、ひいては地域全体の教育力の向上を目指せるととらえている。

注1 知・徳・体とは、①知＝確かな学力、②徳＝豊かな人間性、③体＝健康・体力を示す。

2 学校教育活動

昭和30年の合併当時、町内には小学校が5校、また分校として3校、中学校が3校であったが、町の人口の増加を受け、昭和55年には北小学校が、そして昭和57年に本郷北小学校が設置された。現在、上三川町には小学校7校、中学校3校の合計10校の町立小中学校が設置されている。

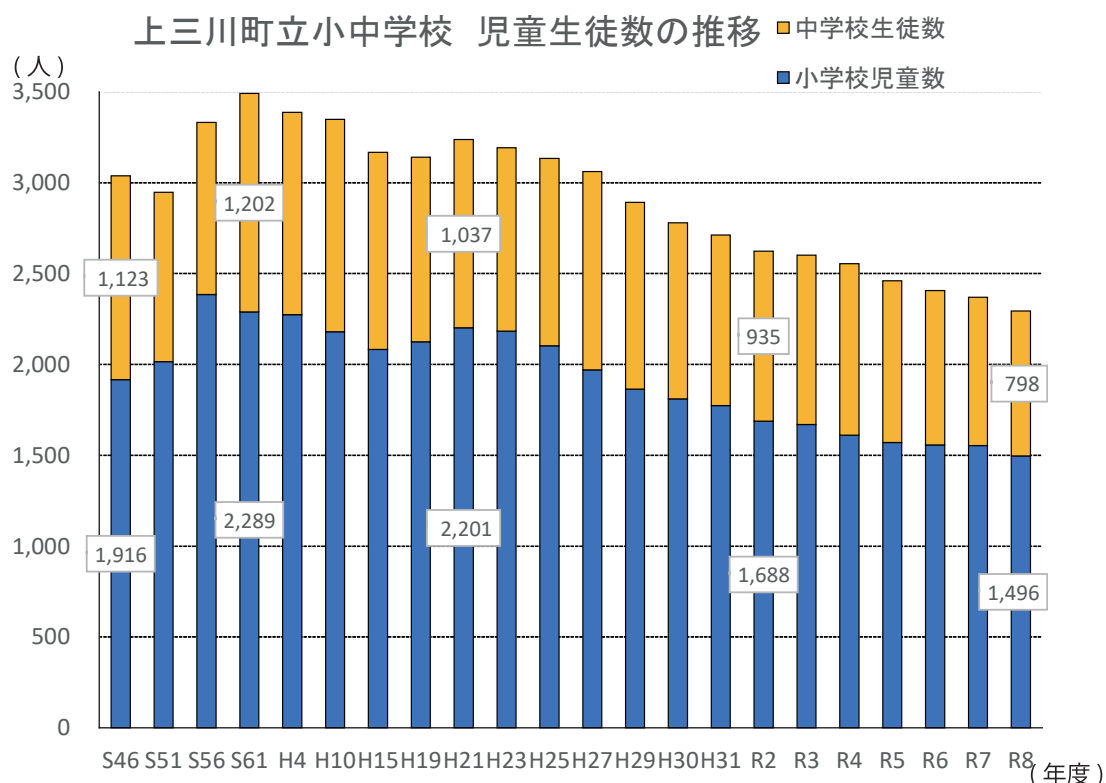
学校においては、知・徳・体のバランスの取れた力の育成を教育目標に掲げる学校が多く、新しい学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を通し、未来を作り出していくために必要な子供たちの資質・能力を育む教育を実践している。加えて、特別活動等を通した集団活動では、子供たちの人間関係を拡充し、生活経験を豊かにすることで豊かな人間性や社会性を育てている。

また、学校規模の小さい学校間では、多様な考え方や価値観に触れる場として、積極的に連携し合いながら、ＩＣＴ機器等を活用し、様々な工夫がされた教育活動を行っている。

近年、学校と地域の連携がより一層高まり、学校支援ボランティアを中心に人材バンクを整えたり、地区社会福祉協議会や学校運営協議会メンバーによる支援が広がったりすることで、地域にある人材や団体が子供たちの教育活動に関わる事例が多くなってきている。

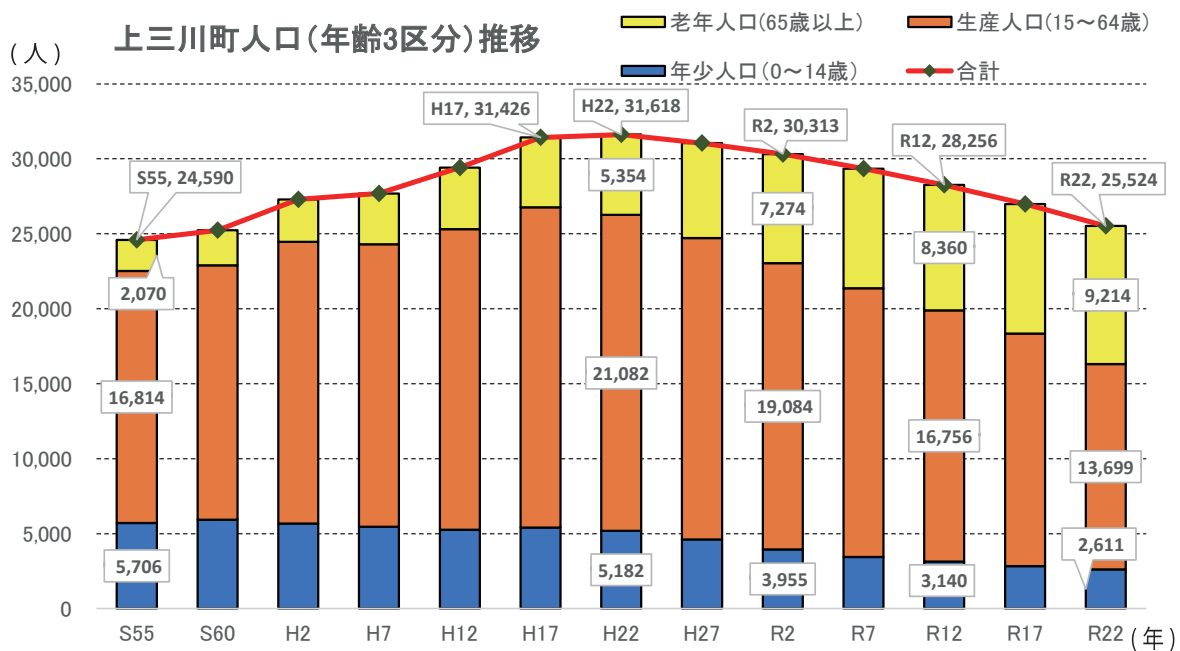
3 児童生徒数、教育環境

児童生徒数は、全国的な少子化の傾向と同様に年々減少傾向にある。下のグラフは、昭和46年度から、令和3年4月現在までに町へ届け出されている0歳から5歳までの乳幼児数から推測した児童生徒数を表したものである。



グラフから昭和61年度の小学校児童2,289人、中学校生徒1,202人の併せて3,491人をピークに年々減少していることが分かる。令和8年度には小学校児童が1,496人、中学校生徒798人の併せて2,294人になることが見込まれ、これは昭和61年度の65%、令和2年度と比較すると87%の児童生徒数となる。

また、令和2年3月に上三川町が策定した人口ビジョンの「上三川町人口推移」では、町の人口がピークであった平成22年には、0歳から14歳までの年少人口が、町全人口の16.4%にあたる5,182人であったが、令和12年には、11%の3,140人、令和22年には10.2%の2,611人になると予想されている。年少人口は、令和2年から20年後では、1,344人減ると見込まれている。



学級数に関しては、学校教育法施行規則で小中学校ともに12～18学級が標準的な学級数として規定されているが、本町では児童生徒数の減少に伴い、学級数が著しく減少している学校が生じている。

小学校では、特別支援学級を除いて1学級の学年がある11学級以下の学校が、令和3年度は6校になり、そのうち全学年が1学級である6学級の学校が3校である一方、12学級以上の学校は1校で、中学校においては、12学級以上の学校は1校となっている。

上三川町立小中学校の学級数推移

(小学校)	昭和61年	平成7年	平成17年	平成27年	令和3年
6学級	2校	0	4校	4校	3校
7～11学級	4校	5校	0	1校	3校
12～18学級	0	1校	3校	1校	0
19学級以上	1校	1校	0	1校	1校
総学級数	69学級	74学級	70学級	68学級	66学級

※特別支援学級数を除く。

(中学校)	昭和61年	平成7年	平成17年	平成27年	令和3年
6学級	0	0	0	0	0
7～11学級	2校	2校	2校	1校	2校
12～18学級	1校	1校	1校	2校	1校
総学級数	32学級	34学級	33学級	36学級	31学級

※特別支援学級数を除く。

最大の教育環境である教職員は、栃木県が定める教職員配当基準によって配置数が決まっているところであるが、学級数が減ると教職員数も減少することとなる。このことは、小学校では、教員一人の授業持ち時数や校務分掌が増加するなどの課題が、中学校では、一人の教員が専門外の教科も教えるなど、免許外指導が増えることにつながる。加えて部活動にも影響があり、部活動を受け持つ教員の数が減ることで、生徒が行いたい部活動を設置できないのみならず、廃止をしなければならない部活動も出てくることになる。数年先を見据えて生徒の入部可否を考えねばならず、地域や保護者の理解を得るのに難しい場面が増えてきている。

また、児童生徒数の減少は、学校教育に参画する保護者の減少にもつながり、PTA活動等にも影響が及んでいる。

〔検討委員会委員意見から〕

- 各学年でのPTA役員定数より入学者が少ない学年が出てきて、PTA組織の見直しを行った。地域の協力を活用するなど負担軽減等のために、PTAの役割見直しが必要。
- 町人口推移で、老年人口が増加傾向にある。この世代が地域の担い手となるので、学校運営上地域の協力が大切となる。
- 現在のコロナ禍の状況下で、児童人数の多い学校では校庭利用人数を制限するなど大規模校なりの課題がある。
- 中学校では学級数減の弊害として、免許外指導の他に部活動にも影響が出ている。顧問の人数が減少するため、部活動の種類を減少させる必要があるが、加入部員を考慮すると廃部に複数年かかる。

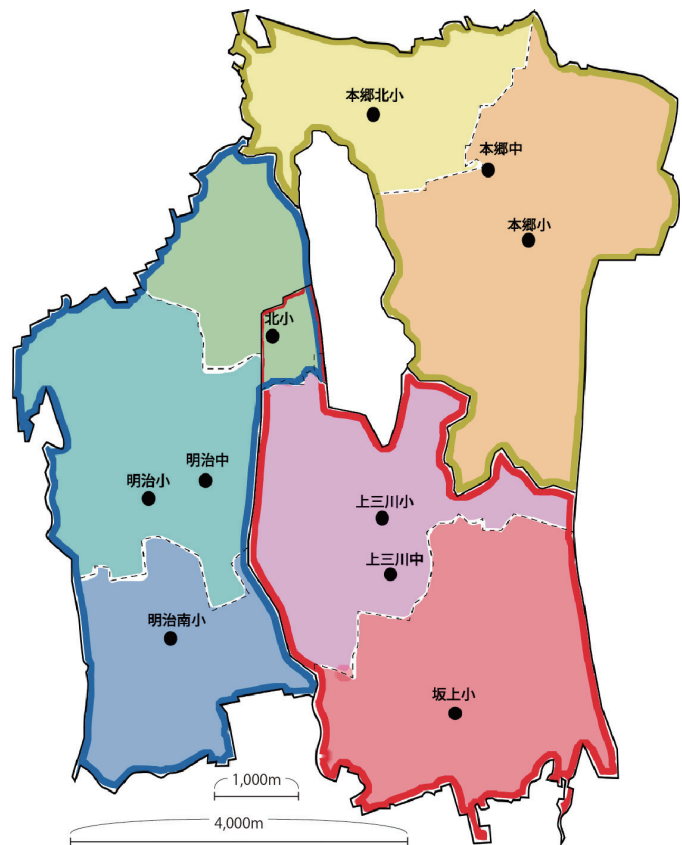
4 通学区域・通学距離

上三川町における小中学校の通学区域については、上三川町立小中学校通学区域に関する規則により規定しており、概ね自治会単位に学区を指定している。例外的な規定としては、北小学校児童の就学先が2校に分かれてしまうことから、一部自治会において就学校変更申請書を提出することで、明治中学校への就学を認めることとしている。

国は通学距離について、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行

令において、適正な学校配置の条件の一つに「通学距離が、小学校にあっては概ね4キロメートル以内、中学校にあっては概ね6キロメートル以内であること。」と示している。

右の図にあるように、上三川町全ての小中学校は、国が示している基準以内であることが分かる。



5 学校施設

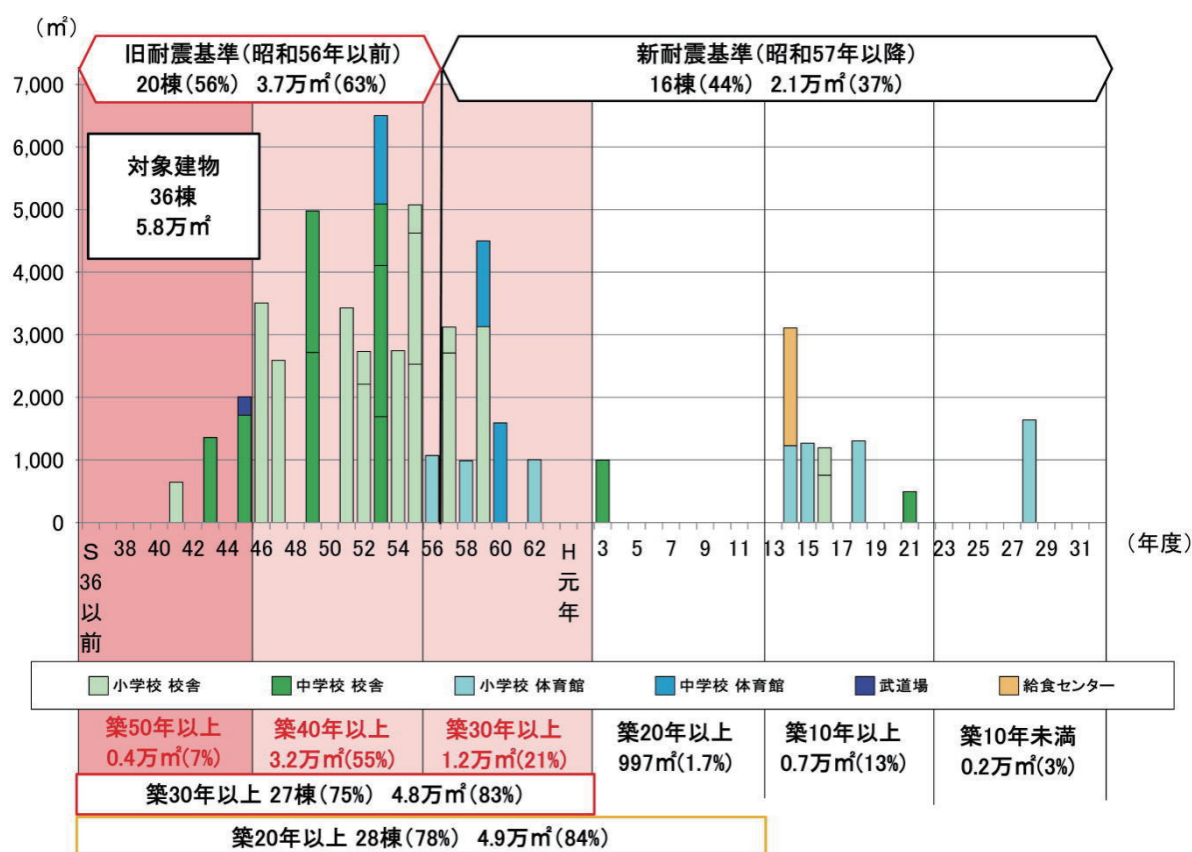
上三川町の学校施設は、「築年別整備状況」のとおり昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建設されたものが多く、築年数が30年以上の施設が約8割を占める。現在の耐震基準に変わった昭和56年以前のものも含めて、いずれの校舎・施設とも耐震補強を終えているが、最後に建設された2校についても既に建築後30年以上経ているため、老朽化による修繕が多くなっている。さらに、人口急増時代に、限られた敷地内での増築を重ねたところもあるため、動線の交錯や時代の変化に伴う生活様式の変化と相まって、学校施設自体の利用上の不便、機能の低下も見られる。

令和3年度からは町内学校のプール老朽化の課題に対応するため、一部学校におけるプール共用化や民間プールの活用なども図られている。

〔検討委員会委員意見から〕

- プールの共用化は、財政面では軽減されて良いと言うことは理解できるが、基幹校となる学校（提供側）と利用する学校とではプール清掃や管理など負担感に差が出る。
- 民間の屋内プール利用は、季節や天候に左右されず実施時期の幅も広がる。また、専門の指導者からの指導も受けられ、子供たちには有益だと感じる。

築年別整備状況



Ⅱ 小中学校の規模と課題

1 上三川町小中学校の学校規模

学校教育法施行規則では、標準的な学級数を12～18学級としており、「公立小中学校の国庫負担事業認定申請手引き」では、次のように学校規模を区分している。

学級数による学校規模の分類

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小学校1～5 中学校1～2	小学校6～11 中学校3～11	12～18 12～18	19～30 19～30	31学級以上 31学級以上

第Ⅰ章「3 児童生徒数、教育環境」において学級数の推移を記載したが、検討委員会では、教職員定数も含めた中で学習指導や学校運営など教育活動全般にわたり、子供

たちにとっての教育環境としてどのような学校規模が望ましいのか、学級数についての議論を深めた。そして、小学校が「12～18学級」で1学年あたり2～3学級、中学校では教科担任制を考慮し「9～18学級」で1学年あたり3～6学級を、上三川町小中学校の適正規模と位置づけ基本的な考え方等の検討を行う際の基準とした。この分類に当てはめると、上三川町立小中学校については、次のとおりとなる。

令和3年度 上三川町立小中学校の学級数による学校規模分類（上三川町立学校のあり方検討委員会）

	学校規模	小規模	適正規模	大規模
小学校	総学級数	6～11学級	12～18学級	19～30学級
	66	本郷小(6) 本郷北小(11) 坂小(6)北小(8) 明治小(7) 明治南小(6)		上三川小(22)
中学校	総学級数	3～8学級	9～18学級	19～30学級
	31	本郷中(8)	上三川中(12) 明治中(11)	

また、1学級あたりの児童生徒数、全校としての児童生徒数についても次のとおり基準を設け、基本的な考え方等の検討を行う際の判断材料とした。

（適正な学級数）

小学校	12学級～18学級	1学年あたり2～3学級
中学校	9学級～18学級	1学年あたり3～6学級

（学級の適正な児童生徒数）

小学校	1学級あたり 21人～35人
中学校	1学級あたり 30人～35人

（学校の適正な全児童生徒数）

小学校	252人～630人
中学校	270人～630人

2 小規模校の利点と課題

国が、平成27年に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「手引」という。）では、小規模校の利点と課題について次のとおり示している。

小規模校の利点	学校運営上の課題
①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 ②意見や感想を発表できる機会が多くなる。 ③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。 ④複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。 ⑤運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。 ⑥教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。 ⑦異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。 ⑧地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。 ⑨児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。	①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。 ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。 ③クラブ活動や部活動の種類が限定される。 ④運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。 ⑤男女比の偏りが生じやすい。 ⑥体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。 ⑦班活動やグループ分けに制約が生じる。 ⑧協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。 ⑨教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。 ⑩生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。 ⑪教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

(手引から一部抜粋)

3 大規模校の利点と課題

大規模校の利点と課題については、次のとおりとらえることができる。

大規模校の利点	学校運営上の課題
①多数の集団の中で、認め合い、協力し合い、高め合うことで成長する。 ②部活動での選択の幅が広がる。 ③効果的なクラス替えが可能であり、新たな価値観や人間関係の形成に寄与する。	①教材、教具等の使用が十分できない。 ②特別教室、体育館、運動場、プール等の割り当てに余裕がない。 ③集団に埋没し、個性を発揮できない児童生徒が出てしまうことがある。

大規模校の利点	学校運営上の課題
④児童生徒間の役割が固定しない。 ⑤教員数が多くなり、指導体制が充実し、多様な教育が展開できる。 ⑥多くの教職員によって校務分掌を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能である。 ⑦学年や教科で複数の教員がいるため、教員間での研修・研究が行いやすく、教員の資質向上に役立つ。	④人数が多く、一人一人の活動量が少なかったり、活動の場所が狭かったりする。 ⑤同学年内での結びつきが中心となり、異学年との交流が希薄になりがちである。 ⑥人気のある部活動に参加が集中し、部活動の指導が困難になることもある。 ⑦生徒指導上の問題が複雑化する。

4 保護者・地域との関わり

学校と保護者で組織されるPTA活動は、歴史も長くこれまでも子供たちの健やかな成長を願いつつ、地域の実態に応じ様々な活動を協力して展開してきた。子供たちを取り巻く環境が著しく変化し、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校と家庭、さらには地域社会を結ぶ架け橋としてPTAの活動の重要性は増している。しかしながら社会構造の変化もあり、PTAによっては活動の展開や充実が困難になっている現状もある。

学校と地域社会との関係に目を向けると、学校は開校以来地域社会と深い結びつきをもち、地域の精神的・文化的・社会的拠点としての歴史や背景がある。また、まちづくりの拠点や災害時の避難場所としての機能も持っている。さらに、子供の安全を守ることに関しても、地域の協力が欠かせないことから、地域と学校が連携して活動を行える環境を維持・発展させることが必要となる。

上三川町では、平成30年から全小中学校で学校運営協議会の仕組みを整え、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくコミュニティスクールの推進を図っている。

検討委員会では、各学校のホームページに掲載されている地域の方々による学校支援活動などを参照し、委員が相互に意見を交換し合った。

〔検討委員会委員意見から〕

- 各地域で学校を盛り上げていこうという意気を感じた。地域との連携は、学校関係者だけではなく、地域の方が盛り立てていくことが大切だと思うので、

もっと活性化させる方法をみんなで考えながら進めていくことが学校の成果につながる。

- 学校支援コーディネーターを中心に多くのボランティアの方々が学校の活動や整備に協力してくださっている。中学校では、地域との共生という考え方のもと生徒達が地域に対して還元できるボランティア活動を教育活動に位置づけて実施している。
- 学校運営協議会は地域の方にも参加いただいている。そこで協議したことがボランティア活動に反映されていることもあり、地域とのパイプとして重要な役割を果たしている。また、若い保護者などにも参加いただきながら新しい意見を取り入れていくことも大切だと感じる。
- 教員の働き方改革が大事だとPTAの中でも話題にあがる。PTAで行えることなどを学校側から提示いただくなどして協力関係を深めていきたい。
- 学校では地区と連携した様々な行事にも取り組んでいる。行事の準備、運営等にも関わることがあり、教員としての本来の業務と地域コミュニティへの関わりについては役割分担を明確にしていけないと厳しいところもある。
- 子供の数が減ることでPTA会員数も減り、負担感も大きいと聞いた。OBやOGの方々にも裾野を広げたら可能性が広がると思う。

Ⅲ 小規模校の課題軽減に向けて検討すべき方策

検討委員会では、児童数の減少により小規模化する学校の課題の軽減を図るためにどのような方策が考えられるのか、学校の現地視察を行いながら協議を重ねた。

具体的な手法として、導入にあたっては時間を必要とするものも多いが、特認校制度や小中一貫教育校（義務教育学校）の導入、通学区域の弾力化、また、現在でも一部の学校で取り入れられているICT機器を活用した合同授業などについて研究を深めた。

1 小規模特認校制度

小規模校を活性化し児童生徒の数や多様性を確保する方策の一つとして小規模特認校制度の取り組みが挙げられる。小規模特認校制度とは、小規模校の教育活動に特色を持たせ、特別認定校とし、通学区域に関係なく当該自治体内のどこからでも通学を認めるもので、学校選択制の一形態とされている。

検討委員会では、小規模特認校制度を平成17年から導入している宇都宮市立城山西小学校の視察を行った。学校における教育活動として、文化人の方々を招いた授業づくりなどの学習活動や放課後活動の充実、また、地域と学校の連携融合等について説明を

受けた。

〔検討委員会委員意見から〕

- 小規模校だからこそできる少人数学習の良さを打ち出した学習活動、また地域の特性を生かした教育活動など、特色ある教育活動が展開されていて素晴らしい。
- 学校、地域、家庭、行政の４者が連携し合った素晴らしい事例であった。「魅力ある特色」を生み出すことは学校だけでは難しい側面もあり、地域の協力は必要不可欠であると改めて感じた。
- 城山西小を視察し、地域の成熟とともに、まとめ役となるリーダーの存在も重要であると感じた。特認校制度も地域に応じた進め方をしており、本町としても参考となる事例だと思う。

2 義務教育学校

平成２７年の学校教育法改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して実施する新たな学校種として義務教育学校が創設された。義務教育学校では、小学校と中学校が一人の校長と一つの教職員組織によって構成されている。異種学校間の連携は、児童生徒数の減少に対して一定の集団規模を確保し、教育効果を高める点で意義があるとされている。

検討委員会では、隣接した小・中学校の既存施設を活用した施設隣接型として、平成２９年に県内で初めて創設された小山市立絹義務教育学校の視察を行った。地域の伝統産業である結城紬を題材にしたふるさと学習や前期課程における一部教科担任制等の取り組み、また、コミュニティ・スクールによる地域とともにある学校づくりについて説明を受けた。

〔検討委員会委員意見から〕

- 小１～中３の子供たちがなじみのある安心感がある環境の中で、すくすく育っている印象を感じた。いわゆる中１ロスの問題もクリアでき、素晴らしいことだと思った。その反面、教師にとって負担増にもなっていると見受けられるので、対応についても一考する余地があると思われる。小規模特認校とは別の、地域が育てる子供たちとの意味合いを持った一つの学校のあり方を感じた。
- 義務教育学校は児童・生徒の視点に立てば、良い点多々あり、問題はないと思える。しかし、教師サイドの視点に立てば、現時点では課題が大きく上回ると考えられる。学校の規模にもよるが、教材研究・校務分掌等で一人の教員に係る負担は非常に大きなものとなり、人的支援がない限り苦しい。ＩＣＴ活用が今後進めば、上記の課題は将来的には解決されるかもしれないが。
- 小山市においては、絹義務教育学校が開校となる約１０年前から、小中一貫教

育について、研究・検討を重ねていた。小中一貫教育を導入する場合は、１０年ぐらいかけて準備する必要があると感じた。近年、多くの自治体で、小中一貫教育を導入するケースが目立ってきた。全国的な流れのような感じがする。本町でも、小中一貫教育の研究・検討を始める時期に来ているような気がする。

- 学年段階の区切りや区切りを意識させる教科活動等、小中一貫校でしかできない仕組み等大変良いと感じた。小・中学校で９年間同じクラス・同じ仲間と共に生活していく中で、人間関係に問題が起きた時の対処方法が難しいと思った。

3 通学区域の弾力的運用

学校の通学区域は、就学校指定が恣意的に行われることなく、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないように、地理的状况、歴史的経緯や地域の実態を踏まえ設定されてきたものである。

上三川町では、地域の実情に応じた児童生徒数・学級数の平準化や通学距離・通学路の考慮、また地域社会の一体性、歴史的な経緯への配慮などを勘案しながら、「上三川町立小中学校通学区域に関する規則」により規定し、概ね自治会単位に通学区域の指定を行っている。例外的な規定としては、一部の自治会において、国の弾力的運用の指針を踏まえ、就学先変更を認めている。

県内では、学校規模をできるだけ適正規模に近づけるために、隣接校間での通学区域弾力化を実施し、隣接校への就学を認める事例もある。

通学区域の弾力的運用は、地域コミュニティに与える影響も大きいが、児童数が集中して増加している大規模校などの課題や、隣接する小規模校の課題軽減に向けては有効な一方策と考えられる。

〔検討委員会委員意見から〕

- まずは、何年か先を見据えて児童生徒の通学区域の見直し、または弾力化などを進めてみるのも良い方法かと考える。
- 令和３年度に、上蒲生北部自治会の一部地域について就学先の拡充を行ったが、今後学校に入る子供の数が極端に拡大する学校が生じる可能性があれば、同様の措置を講じてみるのも良いと考える。

4 学校間ネットワーク等の活用

令和２年度には児童生徒一人一台のタブレット端末配置や高速通信ネットワークの導入が積極的に進められ、双方向通信による通信環境の形が整ってきた。

検討委員会の協議の場において、学校間の連携や特色づくりの一つとして行われた、小学校間でのＩＣＴ機器を活用した合同授業や合同行事等の事例が話題に上った。

学校においては、通常、学級集団での学びが中心となるが、他校と連携することで多様な学びやふれあいを経験できる、と考えた複数校の教員同士で連携し、ＩＣＴ機器やアプリを活用した合同授業、合同行事の実施につなげた。このＷｅｂ会議等のシステムを用いて他校児童と相互交流を行ったことは、学習面での切磋琢磨の機会、多様な人間関係構築やコミュニケーションの機会が増した、との発表があった。

- ・小規模校の児童にとって、他校の児童と記録を競い合うことにより、大会参加へのモチベーションが上がり、運動への意欲が高揚した。
- ・他校生から見たり聞いたりすることができ、新たな発見・驚きにつながった。
- ・学校間で互いに刺激し合い、効果的な学習につなげるよう指導方法を工夫することで教員間の指導力向上の一助となった。

などの効果が出ている。一方で、次のような課題が出てきた。

- ・打合せや機材の設置等、指導者側の準備が大変。
- ・映像が届きにくいなど、通信環境に問題が生じた。

ＩＣＴを用いた遠隔合同授業ができることは児童生徒にとって大きな意味があり、もっと拡充できる可能性がある。特に、小規模校における「多様な考え方に触れること」や「多面的な見方や考え方から学ぶこと」という大きな教育課題のひとつを補充することにつながる。その一方で、通信環境の整備や指導者側の準備等における負担の軽減など、改善の余地がある。

〔検討委員会委員意見から〕

- 特に小規模校は、他校との交流で新たな発見があり、大きな成果につながると思われる。今後も年間計画の中に位置づけ、どんな内容をどの学校の何学年か等々、学期に２～３回連携してはどうか。また、事前の連絡調整と共に、ＩＣＴ機器がうまく作動するよう研修を積んでほしい。
- 小規模校においては、より教員同士が目的を明確にした上で合同の授業の中で子供たちの意見を交換し合うことは、効果が期待される一方で、準備、打合せ、ネット環境等によっては課題も考えられる。
- 子供たちにとっては他校生との交流により良い刺激になると思う。一方、生徒が多い学校では一度に実施できる場所が無かったり、インフラが整備されていないなど課題は多いと感じた。

IV 上三川町立小中学校の将来を展望したあり方

これまで、本町における小中学校の教育環境や教育活動の現状、児童生徒数等の現状と推移、学校規模における利点と課題、さらには地域社会における学校の意義について確認し、子供たちにとって望ましい学校の教育環境について協議を重ねてきた。

本検討委員会は、協議や視察を通して得た知見をもとに、諮問に対し次のとおり考えを取りまとめる。

1 基本的な考え方

〈チームとしての学校が実現できる環境の整備〉

まず一つは、子供たち一人一人の能力・適性に応じた教育の充実が考えられる。

子供たちは、教育を通して社会の中で生きていくための基礎・基本を身につけ、学びの中で自分自身の個性を見いだしながら、自らにふさわしい生き方を選択していく。その過程で様々な試行錯誤を繰り返すこととなるが、それらを的確に支援することが教育の最も重要な使命となる。

このようにとらえるとき、子供たちが未来社会を主体的に生き、社会参画する上で必要な資質・能力を学校教育の中で育成していくには、教え育てる側の立場にある教職員の業務の質の向上が重要となる。

そのためには、一定数の教職員配置はもちろんのこと、多様なニーズのある児童生徒を支援したり、事務作業をサポートしたりするスタッフや部活動の指導者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置を進め、それぞれが自らの専門性を発揮できるよう連携、分担の体制を構築することが必要と考える。これにより、教員が本来の業務に専念できる時間が確保でき、子供たちに対して効果的な教育活動を行い、子供たち一人一人の個性に適した学習指導や児童生徒指導の展開が可能となるであろう。

このことから、学校の資源が一体的にマネジメントされ、多様な人材による専門性を生かした能力が発揮できる、「チームとしての学校」の実現に向けた環境の整備を押し進めていく必要がある。

〈多様な集団活動による学びの充実〉

二つ目として、子供たちの学びの充実が考えられる。

従来から、学校教育の基盤を担う学習指導要領では、子供たちが自ら課題を見つけ、学び、考え、行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を育むことが目標とされている。

これからの学校での授業や教育活動では、子供たちが自分から進んで学んでいく「主

体的学び」や、子供同士がお互いに話し合い、問題を解決していく「対話的な学び」、また、これまで使ってきた様々な知識や技能を積極的に活用しながら自分の考えを出して深く理解していく「深い学び」を中心とした実践が、今まで以上に行われることとなる。

知識を身につける学習は少人数でも行うことはできるが、前述した学びを実現するには、多様な価値観を持つ他者と触れ合ったり、協働したりしながら自分の考えを広げ深めていく多様な集団活動が必要となる。

このことから、これからの時代に求められる資質・能力を身につけられるよう、子供たちの学びの充実を図るには、一定程度の集団規模が必要と言える。

〈情報化の積極的推進〉

三つ目として、ＩＣＴを活用した教育の質の向上が考えられる。

今後の情報化社会のより一層の進展に向け、未来を切り拓いていく子供たちには、新たな価値の創造に挑んでいくことが重要となる。そして、個別最適化され、創造性を育む学びを実現するためには、学校の生活や学習においても、日常的にＩＣＴを活用できる環境を整備していくことが不可欠となる。

第Ⅲ章「４ 学校間ネットワーク等の活用」でも触れたが、ＩＣＴ機器を活用したＷｅｂ会議システムなどは、小規模の学校において、子供が多様な考えに触れる機会や交流の機会の保障にもつながるであろう。さらに、安定した通信環境のもとならば、一定程度の規模を持たない学校でも、ＩＣＴを通じたグローバルな学びが可能になると言える。

このことから、今後、タブレットＰＣなどを含めたより効果的な機器活用や授業の進め方などについての研究を進め、児童生徒に真の学力である「自ら人生を切り拓いていくことができる力」を身につけさせる必要がある。そのためにも、機器等のトラブルがあった際に対応する人材の不足、準備にエネルギーがかかりすぎるといったＩＣＴ環境の課題解消に向けて取り組む必要がある。

〈学校種間の交流の促進〉

最後に、四つ目として、学校種間の交流が考えられる。

町人口推移からも分かるように、これからの社会は少子高齢化が確実に進行していく。また、グローバル化の進行に伴う世界の産業構造の変化により、１０年、２０年先には、社会のありようはかなり違ったものになっていると思われる。このような時代を切り拓いていくためには、各学校段階で自分たちの学校だけを視野に取り組んでも、全体の課題解決に結びつかないと考えられる。

このことから、将来の社会展望のもとで、小中一貫教育を含め、小学校と中学校、又は中学校と高校それぞれの間で、学力や生活態度等どのような課題を抱え、どういう教育をしていくのかを共有していく必要がある。

2 保護者・地域との連携

学校を取り巻く様々な環境がめまぐるしく変化していく中であって、子供の健やかな成長を図るには、学校が家庭や地域との信頼関係を築き合いながら、連携協力し、相互補完しつつ一体となった取り組みを進めることが大切となる。

学校と地域の連携について検討委員会で協議した中では、学校運営協議会を中心とした特色ある取り組みやPTAの様々な充実した活動についての報告があったが、同時に課題も聞かれたところである。

平成27年に出された中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた地域と学校の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、地域における学校との協働体制の推進事例が示されている。その中では、これからのコミュニティ・スクールの仕組みの基本的方向性として、ボランティアなどの活動を個別での支援の方向から、連携・協働へ、そして放課後子供教室なども含めた活動を総合化・ネットワーク化することが必要であると提言されている。そのためには地域学校協働本部のような社会教育の分野に組み込まれる組織に、コーディネーターを配置し、学校での支援活動のみならず、地域住民と学校との連絡調整等を担うコーディネート機能の強化が、今後の発展に向けては望ましいと示されている。これらのことは、学校運営協議会と学校支援ボランティアの課題を整理していく上では、一つの解決方法となろう。

上三川町においては、学校と保護者、地域との連携は総体的に素晴らしい取り組みがなされているが、今後、子供たちの健やかな成長をさらに推進するためにも、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に拡充整備する必要がある。

また、よりよい教育の実現には、教職員が元気で、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに効果的な教育活動を行えることが大切である。そのためにも、教職員の働き方改善に、PTAや地域が理解し、積極的に協力していくことも必要と言える。

3 集団の規模の面から教育環境を整えることの重要性

学校の規模を検討するにあたり、最も基本としたのは、子供たちに提供する教育の質の確保・向上を図るという点である。

学校教育は、学級・学年という一定規模の集団を前提として成立している。その中には、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、子供たちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、互いに学び合ったり、切磋琢磨し合ったりする

など様々な経験を通して、それぞれの発達段階に見合った学習を進め、自主性や主体性、さらには社会性や協調性などを身につけていくこととなる。

そのためには、学年・学級において、一定規模の集団を確保する必要がある。

検討委員会では、学級数について、小学校が「12～18学級」で1学年あたり2～3学級、中学校では教科担任制を考慮し「9～18学級」で1学年あたり3～6学級を、上三川町小中学校の適正規模と位置づけた。また、1学級あたりの児童生徒数について、小学校が「21人～35人」、中学校では「30人～35人」という基準を設けた。

12学級を下回った場合においても、ある程度の規模が確保できれば、様々な工夫や努力を行い、特色ある学校づくりや教育活動を推進することによって、学校教育本来の機能を発揮できるものと考えられる。そこで、学校教育の質の確保・向上を図ることを重視し、上三川町における学校規模のあり方について慎重に検討した結果、複式学級が恒常的に設置されることのないようにすること、つまり少なくとも学年ごとに学級が編成できる規模までとすることと考えた。

現状では、第Ⅱ章「1 上三川町小中学校の学校規模」にあるとおり小規模校が多いが、学級の適正な児童生徒数を満たしている学校が多いことや地域との関わり、歴史的背景があることから、町全域にわたる学校の再編成を早急に実施する状況とは言えない。

しかし今後、より小規模化する学校に対しては、隣接する適正規模以上の学校からの「通学区域の弾力的運用」、町内全域からの入学を可能とする「小規模特認校」、さらには隣接校との通学区域を変更する「学区の再編」などの方策を検討し、実施していくことも考えられる。

また、このような方策を実施しても、なお1学年1学級を維持できないほど小規模化する場合、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から、学校規模の適正化や適正配置に向けた具体的な検討を行うことも必要である。学校の再編成を検討するにあたっては、「義務教育学校」を視野に入れることも考えられる。その際にも、次のような点に留意しながら進めていくことが必要である。

- (1) 経済効率の優先ではなく、魅力ある教育の創造や教育環境の充実を図ること。
- (2) 保護者や教職員、地域の方々への十分な情報提供を図るとともに、適正規模化・適正配置の必要性、また、その効果等について共通理解を図ること。
- (3) 通学距離・通学時間や通学路の安全確保に十分配慮すること。
- (4) 子供と地域、学校と地域のつながりや連携が損なわれる等の弊害が生じないように配慮すること。
- (5) 学校の適正規模化・配置は、学校土地利用の問題を含め、まちづくりに関わることも多いことから、教育委員会のみでの取り組みに留まらず、総合教育会議における協議・調整などを通して、町長部局との緊密な連携のもと、町全体で取り組むこと。

おわりに

学校は、在籍する児童生徒だけでなく、保護者、教職員、卒業生や地域住民などが深いつながりと愛情をもって育まれてきた歴史を有しており、地域コミュニティの拠点としても様々な役割を担ってきた。

本検討委員会は、町議会代表、保護者代表、小中学校長代表、地域社会関係者、学校関係者がそれぞれの立場から、上三川町の子供たちにとって将来の望ましい教育環境とはどのようなものかなど、本町小中学校のあり方について検討を重ねてきた。

児童生徒数の減少による学校の小規模化が進むなどの小中学校の現状を認識することから始め、施設や通学路の現状、地域と学校の関連性、学校の適正規模や教育効果等、上三川町の将来を担う子供たちが、いきいきと夢をもって充実した学校生活を送れることを願いながら出された意見と活発な協議を経て、ここに答申を取りまとめることができた。

教育委員会においては、今後本答申を基に、各学校の現状、住民要望、将来的な見通しについて引き続き検討を行うとともに、教育効果を高める様々な教育形態や魅力ある地域づくりと学校のあり方について、学校や保護者、地域住民の意見を聞きながら、教育行政の推進を図っていただくようお願いしたい。

[資 料 編]

- 資料 1 諮問書
- 資料 2 上三川町立学校のあり方検討委員会設置要綱
- 資料 3 上三川町立学校のあり方検討委員会委員名簿
- 資料 4 上三川町立学校のあり方検討委員会開催日・内容

資料 1

上教委総第 98 号
令和 3 年 4 月 27 日

上三川町立学校のあり方検討委員会 様

上三川町教育委員会

諮 問 書

下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

- (1) 上三川町立小学校及び中学校の将来を展望したあり方（方針）
- (2) 学校の小規模化による学校教育への影響と対応策
- (3) 学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方

2. 諮問理由

本町では、「『学び合い、育ち合い、つながり合う』教育の町づくり」を町教育大綱の基本理念とし、これまで小中学校の教育環境の整備や充実に向けて教育委員会で行き組みを進めるとともに、学校を核とした地域コミュニティの推進に力を入れているところです。

しかし、全国的な少子化が進む中、本町においても小中学校の児童生徒数の減少により、学校規模（学級数及び学級人数）の小規模化が進んでいます。このことは、今後の学校の教育活動にも様々な影響を及ぼすことが懸念されるところです。義務教育段階の学校については、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要です。一方、地域コミュニティの核として、学校が担う役割も多様化しています。

こうした現状を踏まえ、今後の児童生徒にとっての望ましい小中学校の将来を展望したあり方や学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方等について、上三川町立学校のあり方検討委員会設置要綱第 2 条に基づき、貴委員会に検討いただきたく諮問します。

上三川町立学校のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童及び生徒の減少に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、上三川町立小学校及び中学校の将来を展望したあり方について検討する上三川町立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、上三川町立小学校及び中学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方について検討し、提言する。

(委員)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 町議会議員代表
- (2) 保護者代表
- (3) 小学校及び中学校校長代表
- (4) 地域社会関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として提言を行った日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な理由があると認めたときは、任期の途中においても委嘱を解くことができる。

3 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充する。

(組織)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は検討委員会を代表し、会議を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが

できない。

（意見の聴取）

第7条 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

資料 3

上三川町立学校のあり方検討委員会委員名簿

区 分	役 職 等	氏 名	備 考
町 議 会 代 表	総務文教常任委員長 総務文教常任副委員長	稲 川 洋 海 老 原 友 子	副委員長
保 護 者 代 表 (P T A 役 員 等)	本郷北小学校 P T A 会長 坂上小学校 P T A 会長 明治南小学校 P T A 会長	瀧 田 敏 幸 大 島 悟 田 口 郁 子	
小 学 校 及 び 中 学 校 長 代 表	上三川小学校 校 長 上三川中学校 校 長	渡 辺 恭 子 藤 田 正 義	
地 域 関 係 者 (学 校 運 営 協 議 会 委 員)	本郷小学校学校運営協議会 会 長 明治小学校学校運営協議会 副 会 長 明治中学校学校運営協議会 委 員	青 山 誠 邦 奥 谷 誠 岡 本 貞 子	委員長
そ の 他 教 育 委 員 会 が 必 要 と 認 め る 者	北 小 学 校 教 頭 本 郷 中 学 校 教 頭	上 岡 尚 子 野 口 幸 代	

資料 4

上三川町立学校のあり方検討委員会開催日・内容

	開催時期	開催概要
第1回	令和3年5月31日（月） 10：00～	1 委嘱状伝達、正副委員長選出 2 諮問内容の詳細説明 3 協議事項及びスケジュール等説明 4 本町の学校教育の現状説明 5 国の教育改革の動向説明
第2回	令和3年7月5日（月） 15：00～	1 学校と地域の連携 2 学校施設のあり方① 3 学校小規模化による影響と対応策①
第3回	令和3年8月11日（水） 9：00～	1 小規模特認校視察 （宇都宮市立城山西小学校）
第4回	令和3年11月5日（金） 9：00～	1 義務教育学校視察 （小山市立絹義務教育学校） 2 学校施設のあり方② 3 学校小規模化による影響と対応策② 4 適正規模と適正配置①
第5回	令和3年12月22日（水） 13：30～	1 適正規模と適正配置② 2 答申案の検討
第6回	令和4年1月27日（木） 15：00～	1 答申の検討

